

証券コード 5631
平成28年6月1日

株 主 各 位

東京都品川区大崎一丁目11番1号

株式会社 **日本製鋼所**

代表取締役社長 佐 藤 育 男

第90回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第90回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、平成28年6月23日（木曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送（書面）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネット等による議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、上記の行使期限までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネット等による議決権行使に際しましては、54頁～55頁記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 平成28年6月24日（金曜日）午前10時
（受付開始時刻は午前9時を予定しております。） |
| 2. 場 | 所 | 東京都品川区大崎一丁目11番1号
ゲートシティ大崎 ウェスタワー
地下1階 ゲートシティホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |

3. 目的事項 報告事項

1. 第90期（自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日）事業報告、連結計算書類
並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果
報告の件
2. 第90期（自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 株式併合の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役8名選任の件
- 第5号議案 監査役2名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしたします。
- (2) 議決権行使書面とインターネット等による方法とを重複して議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

(お 願 い) ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当日代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。（なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様1名に限ることとさせていただきます。）

(お知らせ) ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://www.jsw.co.jp/>) に掲載しております。

- (1) 連結計算書類の連結注記表
- (2) 計算書類の個別注記表

なお、連結注記表及び個別注記表は、会計監査人及び監査役が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類及び計算書類の一部として、合わせて監査を受けております。

◎添付書類及び株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合には、直ちに当社ホームページ (<http://www.jsw.co.jp/>) にて、修正後の内容を開示いたします。

〔添付書類〕

事業報告

(自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における海外経済は、中国をはじめとする新興国の景気減速や原油等の資源価格の下落などがあったものの、欧米先進国における堅調な個人消費に支えられ、全体としては緩やかな景気回復が続きました。わが国経済においても、好調な企業収益や雇用・所得環境の改善を背景として、総じて緩やかな回復基調で推移しましたが、年明け以降は円高・株安が進行したことにより、先行きに対する不透明感が生じております。

当社グループを取り巻く事業環境は、自動車・IT機器関連市場が拡大しましたが、新興国メーカーの台頭によるグローバル競争激化や原子力製品市場の回復の遅れもあり、厳しい状況が続きました。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、当連結会計年度を中期経営計画（JGP2017）の初年度として、顧客のバリューチェーンの要衝においてトップシェアを目指す「グローバル&ニッチトップ企業グループへの飛躍」を目標に、①現有事業の収益力拡大、②新製品・新規事業の育成・早期戦力化、③グループ経営の強化とアライアンスの推進を基本方針とした事業活動を推進してまいりました。

当社グループにおける当連結会計年度の業績につきましては、受注高は、素形材・エネルギー事業が減少したものの、産業機械事業が増加したことにより、2,116億37百万円（前年同期比2.8%増）となりました。売上高は、素形材・エネルギー事業及び産業機械事業がともに増加したことにより、2,233億1百万円（前年同期比14.7%増）となりました。損益面では、営業利益は144億23百万円（前年同期比91.9%増）、経常利益は141億25百万円（前年同期比53.2%増）となりました。しかしながら、原子力発電所向け製品等の受注不振を主因として、素形材・エネルギー事業において収益性の低下による減損の兆候が認められたため、「固定資産の減損にかかる会計基準」に基づき、室蘭製作所が保有する固定資産について354億円の減損処理を行ったことから、親会社株主に帰属する当期純損益は166億円の損失（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失53億27百万円）となりました。

事業のセグメント別の状況は次のとおりであります。

(素形材・エネルギー事業)

受注高は、前年同期に大型案件の受注があったクラッド鋼管が反動減となったほか、電力・原子力製品の回復遅れなどから、397億85百万円（前年同期比41.8%減）となりました。

売上高は、電力・原子力製品及び風力発電機器が減少したものの、クラッド鋼管が増加したことなどから、748億54百万円（前年同期比13.0%増）となりました。

営業利益は、クラッド鋼管の売上増加やコスト改善、原材料費の低下などにより、6億99百万円（前年同期は営業損失39億円）となりました。

(産業機械事業)

受注高は、レーザーアニール装置及び樹脂製造・加工機械が大きく増加したことに加え、成形機等その他製品についても堅調に推移したことから、1,678億75百万円（前年同期比24.0%増）となりました。

売上高は、受注好調を受け、樹脂製造・加工機械、成形機及びレーザーアニール装置の売上が増加したことから、1,443億58百万円（前年同期比14.2%増）となりました。

営業利益は、売上の増加等により、123億91百万円（前年同期比9.0%増）となりました。

(不動産その他事業)

受注高は39億76百万円、売上高は40億87百万円、営業利益は20億18百万円となりました。

(事業別受注高)

部 門	第89期(前連結会計年度) (平成26年度)		第90期(当連結会計年度) (平成27年度)		増減(百万円)
	金額(百万円)	比率(%)	金額(百万円)	比率(%)	
素形材・ エネルギー事業	68,418	33	39,785	19	△28,632
産業機械事業	135,389	66	167,875	79	32,486
不動産その他事業	2,099	1	3,976	2	1,877
合 計	205,906	100	211,637	100	5,730

(事業別売上高)

部 門	第89期(前連結会計年度) (平成26年度)		第90期(当連結会計年度) (平成27年度)		増減(百万円)
	金額(百万円)	比率(%)	金額(百万円)	比率(%)	
素形材・ エネルギー事業	66,215	34	74,854	33	8,639
産業機械事業	126,363	65	144,358	65	17,994
不動産その他事業	2,095	1	4,087	2	1,992
合 計	194,674	100	223,301	100	28,626

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、140億10百万円であります。その主なものは、室蘭製作所及び広島製作所の機械加工設備等の維持更新投資であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、増資及び社債発行による資金調達はありません。

(4) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等の状況

- ① 当社は、平成27年4月1日付で、株式会社日立プラントメカニクスとの同時二軸延伸機事業を譲り受けました。
- ② 当社は、平成27年5月8日付で、SM PLATEK CO.,LTD.の株式を取得し、連結子会社といたしました。
- ③ 当社は、平成28年3月1日を効力発生日として、連結子会社である株式会社名機製作所と株式交換を行い、同社を当社の完全子会社といたしました。

(5) 対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、海外経済は中国等の新興国での景気減速、原油ほか資源価格の低迷、地政学的リスク等の不安材料があるものの、米国をはじめとする先進国を中心に緩やかな回復が続くと見込まれます。わが国経済も緩やかな回復基調で推移すると予想されますが、中国経済の景気減速や更なる円高の進行による輸出関連企業への影響など、先行きに不透明感が残る状況となっております。

こうした中、当社グループにつきましては、素形材・エネルギー事業では、電力・原子力製品の需要回復遅れが続くと予想され、厳しい事業環境が継続すると見込まれますが、引き続き事業基盤の再構築と安定収益体質への改善に取り組んでまいります。一方で、産業機械事業は受注が好調に推移しておりますが、更なる成長機会を発掘し事業伸長を加速させてまいります。

平成29年3月期通期の連結業績見通しにつきましては、受注高2,200億円、売上高2,200億円、営業利益120億円、経常利益120億円、親会社株主に帰属する当期純利益80億円を予想しております。

当社グループは、平成27年度を初年度とする３ヵ年の中期経営計画「JGP2017」を推進しております。進捗状況は以下のとおりです。

<中期経営計画「JGP2017」の進捗>

1) 当社グループが目指す企業像と数値目標は以下のとおりであります。

『グローバル＆ニッチトップ企業グループへの飛躍』

顧客のバリューチェーンの要衝においてトップシェアを目指す

基本方針

方針１．現有事業の収益力拡大

- ◆製品・サービスの差別化推進
- ◆トータルコスト競争力の強化
- ◆サービス＆ソリューション事業の開拓
- ◆成長市場における展開強化

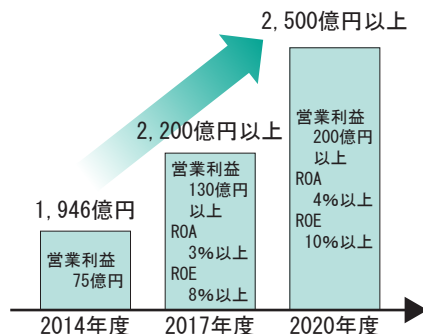
方針２．新製品・新規事業の育成・早期戦力化

- ◆保有経営資源をコアとする事業化の推進
- ◆時間軸と推進体制の適正化

方針３．グループ経営の強化とアライアンスの推進

数値目標

「2020年度：売上高2,500億円への再挑戦」



アクションプランによる経営管理の徹底（PDCAの実行）

JGP2017の基本方針と数値目標について基本的に変更はありませんが、減損損失の計上に伴い、ROEにつきましては2017年度計画値を8%以上（当初5%以上）、2020年度目標値を10%以上（当初8%以上）に、それぞれ引き上げております。

上記目標達成のため、①現有事業の収益力拡大、②新製品・新規事業の育成・早期戦力化、③グループ経営の強化とアライアンスの推進をJGP2017における基本方針として掲げ、事業戦略を推進しております。

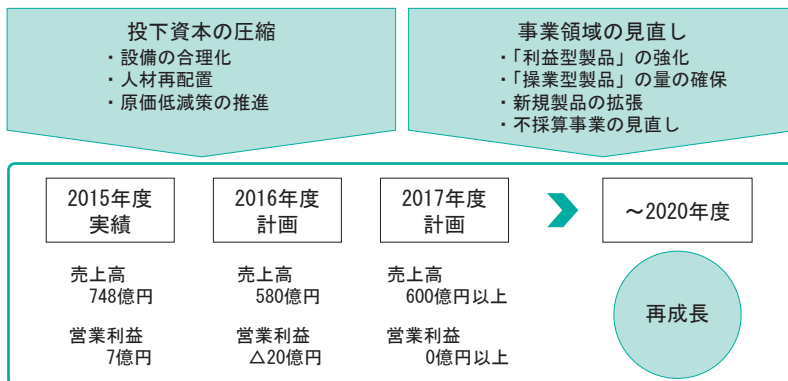
2) セグメント毎の実績と事業戦略について

中期経営計画JGP2017の1年目である2015年度につきましては、素形材・エネルギー事業、産業機械事業ともに前年度比で増収・増益となりました。

セグメント毎の事業戦略は以下のとおりです。

○素形材・エネルギー事業

「守りの経営」による緩やかな事業伸長とポストJGP2017における再成長を睨んだ布石を打つことを目指し、以下の施策に取り組んでおります。



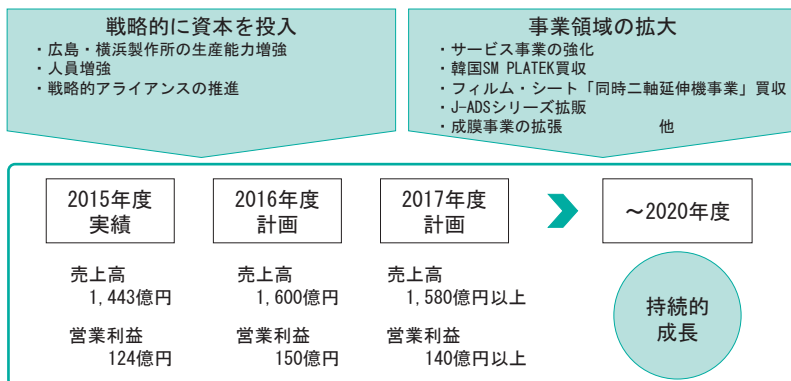
JGP2017初年度である2015年度においては、特に前年に受注した天然ガスパイプライン向けクラッド鋼管の大口売上があったほか、クラッド鋼管製造工程における生産性向上、その他コスト削減効果により、素形材・エネルギー事業は4期ぶりに営業損益の黒字化を達成いたしました。

しかしながら、原子力発電所の新設・更新計画が当初想定以上に遅れており、2016年度から2017年度にかけて、売上高は年間600億円前後で推移すると予想しております。

2016年度計画では、2015年度対比で売上高が約200億円減少することから、営業損益は赤字となる見通しですが、受注強化による売上高の増加やコスト削減に引き続き努め、JGP2017最終年度での黒字化を達成させる計画です。

○産業機械事業

「攻めの経営」による成長機会の発掘と事業伸長の加速を目指し、以下の施策に取り組んでおります。



JGP2017初年度である2015年度においては、各製品群において順調に受注が伸長してきております。特に、リチウムイオン電池用セパレータフィルム製造用途のフィルム・シート装置や、高精細液晶パネルや有機ELパネル製造用途のレーザーアニール装置などでは、受注が顕著に伸長しております。

好調な受注を背景として、2016年度には売上高・営業利益とも1年前倒しで中計最終年度目標値を達成する見込みです。この実績見通しを踏まえ、2017年度の数値目標を見直してまいります。

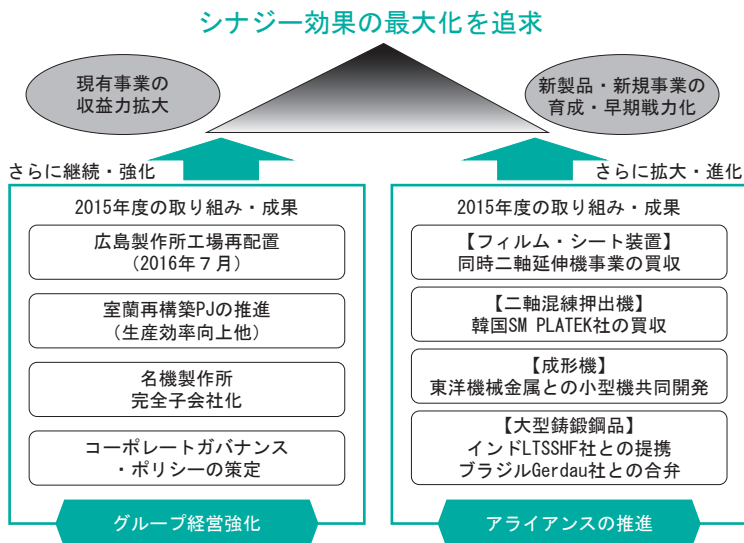
3) 新製品・新規事業の育成・早期戦力化について

ポストJGP2017となる2020年度の新規事業300億円達成にむけ、全社事業化プロジェクトの推進体制のもと、ターゲットとする事業分野の将来に渡る動向を踏まえ、重点化テーマを選出して取組みを進めております。

現在は以下の分野にテーマを絞り、早期事業化に向けた活動を推進中です。

事業分野	重点化プロジェクト名	2016年度の取組みの概要
次世代エネルギー分野	水素ビジネス	・水素ステーション用高信頼性蓄圧器・水素圧縮器の開発 ・燃料電池システムの開発
	海洋関連機器ビジネス	・深海に向けた海洋構造物用部材および溶接技術の開発
エレクトロニクス・情報通信分野	有機ELビジネス	・フレキシブルパネル向け封止膜形成装置の開発 ・高精細に対応したエキシマレーザーアニール装置の開発
	高付加価値フィルムビジネス	・高耐久・耐熱性リチウムイオン電池向けフィルム加工装置の開発
	半導体ビジネス	・窒化ガリウム結晶製造装置、結晶関連技術の開発
自動車・航空宇宙分野	炭素繊維ビジネス	・炭素繊維複合部材の製造装置の開発
	航空機部材ビジネス	・航空機部材事業への参入

4) グループ経営の強化とアライアンスの推進について



グループ経営の強化とアライアンスの推進については、2015年度において上記の取り組みや成果がありました。引き続き、上記施策を更に推し進め、シナジー効果の最大化を追求してまいります。

(6) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 87 期 (平成24年度)	第 88 期 (平成25年度)	第 89 期 (平成26年度)	第90期(当連結会計年度) (平成27年度)
受 注 高 (百万円)	184,647	186,574	205,906	211,637
売 上 高 (百万円)	220,653	188,719	194,674	223,301
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 又 は (百万円) 当 期 純 損 失 (△)	8,281	5,527	△5,327	△16,600
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は (円) 当 期 純 損 失 (△)	22.33	14.92	△14.39	△45.32
総 資 産 (百万円)	303,970	293,139	319,667	293,138

(注) 第89期の数値は、金融商品取引法に基づく過年度決算訂正後の数値であります。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 87 期 (平成24年度)	第 88 期 (平成25年度)	第 89 期 (平成26年度)	第90期(当期) (平成27年度)
受 注 高 (百万円)	145,874	154,520	165,049	163,080
売 上 高 (百万円)	184,312	155,211	153,455	176,116
当 期 純 利 益 又 は (百万円) 当 期 純 損 失 (△)	7,519	6,645	△5,658	△18,719
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は (円) 当 期 純 損 失 (△)	20.28	17.93	△15.28	△51.11
総 資 産 (百万円)	277,086	267,241	291,793	263,112

(注) 第89期の数値は、金融商品取引法に基づく過年度決算訂正後の数値であります。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況（平成28年3月31日現在）

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
日鋼情報システム株式会社	120百万円	100%	コンピュータシステムのコンサルティング・技術指導、システム受託開発、機器販売、情報処理サービス事業
JSW IT サービス株式会社	100百万円	100	レーザーアニール装置の修理・改造・メンテナンス
JSW アフティ株式会社	100百万円	100	電気・電子部品に関わる膜成形及び膜加工並びに検査・搬送装置の製造・販売・検査・据付・保守及びこれらに関わる請負
ファインクリスタル株式会社	80百万円	100	人工水晶及び加工製品の製造・販売
株式会社日鋼機械センター	100百万円	100	鉄鋼製品の機械加工及び仕上組立、産業機械等の製作・改造・修理、加工機械の整備
日 鋼 M E C 株 式 会 社	60百万円	100	工場設備の据付・維持保全、各種機械・機器の設計、各種溶接構造物の製造・販売、各種鋳鋼品・鋼板・鋼管の製造・加工・販売、鋳鋼品製造用資材の販売
日 鋼 テ ク ノ 株 式 会 社	200百万円	100	鉄・非鉄金属素材、特殊合金材料の機械加工・仕上・組立及び加工品の製造・販売
株 式 会 社 タ ハ ラ	50百万円	100	中空成形機・印刷機械・製袋機及び工作機械器具の製造・販売
日 鋼 Y P K 商 事 株 式 会 社	350百万円	100	プラスチック射出成形機、樹脂機械、工作機械、半導体製造装置、一般産業機械、鋼板、鋳鍛鋼製品及び製鋼用原料等の売買及び輸出入業
株 式 会 社 名 機 製 作 所	1,110百万円	100	プラスチック射出成形機、ホットプレス、金型、周辺機器等の製造・販売
日 鋼 特 機 株 式 会 社	100百万円	100	防衛関連機器等の整備、部品の販売
Japan Steel Works America, Inc.	100万米ドル	100	機械製品及び鉄鋼製品の販売並びに調達業務
S M P L A T E K C O , L T D .	5,000万ウォン	80	二軸混練押出機の製造・販売
JSW Plastics Machinery, Inc.	250万米ドル	100	プラスチック射出成形機、マグネシウム合金射出成形機の販売・リース及び部品販売・技術サービス
THE JAPAN STEEL WORKS (SINGAPORE) PTE. LTD.	400万 シンガポールドル	100	プラスチック射出成形機の販売・技術サービス及び部品販売、鉄鋼製品の販売

③ 特定完全子会社の状況（平成28年3月31日現在）

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

部 門		主 な 事 業
素形材・エネルギー事業	電力・原子力製品	発電用品、原子力関連機材等の製造・販売
	石油精製用压力容器	石油精製・石油化学・一般化学用品、化学機械用品等の製造・販売
	クラッド鋼板・鋼管	クラッド鋼板、クラッド鋼管、その他極厚鋼板等の製造・販売
	風力発電機器	風力発電機器の製造・販売・保守
	そ の 他	鉄鋼用品、金型材等の製造・販売
産業機械事業	樹脂製造・加工機械	樹脂製造・加工機械（造粒機、コンパウンド用押出機、フィルム・シート製造装置等）の製造・販売
	成 形 機	プラスチック射出成形機、中空成形機の製造・販売
	そ の 他	圧縮機、油圧機器、電子部品・ディスプレイ製造関連機器（レーザーアニール装置・薄膜成膜装置等）、マグネシウム合金射出成形機、各種連結器・緩衝器、防衛関連機器等の製造・販売・修理
不動産その他事業	不動産賃貸等	不動産賃貸事業、業務支援・管理サービス事業等

(9) 主要な営業所及び工場等（平成28年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	東京都品川区大崎一丁目11番1号
支 店 ・ 営 業 所	名古屋支店（名古屋市中区）、関西支店（大阪市西区）、中国支店（広島市安芸区）、九州支店（春日市）、東北営業所（仙台市宮城野区）、関東営業所（さいたま市）、関西営業所（吹田市）、府中出張所（府中市）、浜松出張所（浜松市中区）
研 究 所 等	室蘭研究所（室蘭市）、広島研究所（広島市安芸区）、横浜研究所（横浜市中区）
工 場	室蘭製作所（室蘭市）、広島製作所（広島市安芸区）、横浜製作所（横浜市中区）

② 子会社

会 社 名	所 在 地
日 鋼 情 報 シ ス テ ム 株 式 会 社	東京都府中市
J S W I T サ ー ビ ス 株 式 会 社	神奈川県横浜市金沢区
J S W ア フ テ ィ 株 式 会 社	東京都八王子市
フ ァ イ ン ク リ ス タ ル 株 式 会 社	北海道室蘭市
株 式 会 社 日 鋼 機 械 セ ン タ ー	北海道室蘭市
日 鋼 M E C 株 式 会 社	北海道室蘭市
日 鋼 テ ク ノ 株 式 会 社	広島県広島市安芸区
株 式 会 社 タ ハ ラ	東京都江戸川区
日 鋼 Y P K 商 事 株 式 会 社	東京都品川区
株 式 会 社 名 機 製 作 所	愛知県大府市
日 鋼 特 機 株 式 会 社	東京都新宿区
Japan Steel Works America, Inc.	米国 ニューヨーク州
S M P L A T E K C O . , L T D .	韓国 安山市
J S W P l a s t i c s M a c h i n e r y , I n c .	米国 カリフォルニア州
T H E J A P A N S T E E L W O R K S (S I N G A P O R E) P T E . L T D .	シンガポール

(10) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
5,224名	1名減

（注）従業員数は就業員数であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,294名	75名増	39.6歳	16.2年

（注）従業員数は就業員数であります。

(11) 主な借入先及び借入額（平成28年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
シンジケートローン	30,000百万円
株式会社三井住友銀行	4,630
三井住友信託銀行株式会社	4,600
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,250

（注） シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行及び三井住友信託銀行株式会社をアレンジャー、株式会社みずほ銀行をコ・アレンジャーとする23社の協調融資によるものです。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、当社の連結子会社であるファインクリスタル株式会社において不適切な会計処理が行われていたことが判明したため、平成28年5月2日に過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を提出いたしました。

当社は、内部調査委員会の調査結果と提言を踏まえ、内部統制の再構築とコンプライアンス意識の確立、子会社管理体制の強化、監査機能等の強化を図り、再発防止に努めてまいります。

また、このたびの事態の重大性を厳粛かつ真摯に受け止め、当社役員の経営責任を明確にするために、役員報酬を役員レベルに応じ最大30%（1ヵ月間）減額いたします。

2. 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- | | |
|--------------|-----------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 1,000,000,000株 |
| (2) 発行済株式総数 | 371,463,036株 |
| (3) 資本金 | 19,694,230,561円 |
| (4) 株主数 | 26,324名 |
| | （前期末比 860名減） |

(5) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	23,015千株	6.26%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	19,581	5.33
三井生命保険株式会社	14,138	3.85
株式会社三井住友銀行	12,550	3.42
三井住友海上火災保険株式会社	8,824	2.40
三井住友信託銀行株式会社	8,152	2.22
ビービーエイチザアドバイザーズインナーサークルファンドツーコベルニクグローバルキャップファンド	6,981	1.90
新日鐵住金株式会社	6,530	1.78
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー	5,179	1.41
株式会社日立製作所	5,050	1.37

（注） 持株比率は、発行済株式総数から自己株式（3,995,515株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成28年3月31日現在）

会社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況		氏 名
代表取締役社長	社長補佐、安全保障輸出管理管掌、安全衛生管理・環境管理担当、レーザー・プラズマシステム室管掌	佐藤 育男
代表取締役副社長		田中 義友
取締役専務執行役員		門田 彰
取締役専務執行役員		清水 信明
取締役常務執行役員		渡邊 健二
取締役常務執行役員		東 泉 豊
取締役		佐藤 元信
常勤監査役		岩下 壽夫
常勤監査役		水谷 豊
常勤監査役		河上 守
監査役	東レ株式会社 社外監査役	城野 和也

- (注) 1. 取締役 佐藤元信氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 河上守氏及び城野和也の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 岩下壽夫氏は当社の経理部門において長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 河上守氏及び城野和也の両氏は、金融機関において長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役 佐藤元信氏並びに監査役 河上守氏及び城野和也氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めにに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
6. 当社は、取締役 佐藤元信氏及び各監査役との間で、会社法第427条第1項並びに当社定款第28条及び第36条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としています。
7. 当事業年度中の取締役・監査役の異動

(1) 当事業年度中に退任した取締役及び監査役は以下のとおりです。

氏 名	退 任 日	退任事由	退任時の地位及び担当並びに重要な兼職の状況	
水谷 豊	平成27年6月24日	任期満了	取締役	社長補佐
石堂 隆雄	平成27年6月24日	辞任	常勤監査役	
佐藤 昭	平成27年6月24日	任期満了	監査役	

(2) 監査役 水谷豊及び城野和也の両氏は、平成27年6月24日開催の第89回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。

8. 平成28年4月1日現在の取締役及び執行役員（常務以上）は次のとおりです。

会社における地位及び担当		氏 名
代表取締役社長		佐 藤 育 男
代表取締役副社長	社長補佐、安全保障輸出管理管掌、研究開発本部管掌、レーザー・プラズマシステム室管掌、成形機事業部管掌	田 中 義 友
取締役常務執行役員	CSR・リスク管理担当、安全保障輸出管理担当、安全衛生管理・環境管理担当、人事教育部・秘書室・総務部担当	渡 邊 健 二
取締役常務執行役員	CFO、CISO、経理部担当、経営企画室長	東 泉 豊
取 締 役	社長補佐	門 田 彰
取 締 役	社長補佐	清 水 信 明
取 締 役		佐 藤 元 信
専務執行役員	成形機事業部長	北 村 和 夫
専務執行役員	横浜製作所長、ものづくり改革推進室長、レーザー・プラズマシステム室長	石 橋 義 尚
常務執行役員	CTO、研究開発本部長、横浜研究所長	藤 村 浩
常務執行役員	特機本部管掌、機械事業部長	宮 内 直 孝
常務執行役員	風力室管掌、鉄鋼事業部長	柴 田 尚

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 8 名 310,725千円（うち社外 1 名11,220千円）

監査役 6 名 80,370千円（うち社外 3 名32,730千円）

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 佐藤元信

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当する事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当する事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況については、当事業年度開催の取締役会のうち、在任期間において開催された取締役会20回の全てに出席し、海外の会社経営者として長年に亘り培われた豊富な経験から発言を行っております。

なお、当社の連結子会社であるファインクリスタル株式会社における不適切な会計処理については、当該事実の判明時まで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から法令遵守の視点に立った発言を行っており、判明後は、再発防止策の策定等について意見を述べております。

② 監査役 河上 守

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当する事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当する事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況については、当事業年度開催の取締役会及び監査役会のうち、在任期間において開催された取締役会20回及び監査役会17回の全てに出席し、長年に亘る金融機関での豊富な経験から発言を行っております。

なお、当社の連結子会社であるファインクリスタル株式会社における不適切な会計処理については、当該事実の判明時まで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から法令遵守の視点に立った発言を行っており、判明後は、内部調査委員会の委員として積極的に原因の究明を行い、再発防止策等の提言を行いました。

③ 監査役 城野和也

ア. 重要な兼職先と当社との関係

東レ株式会社の社外監査役を兼任しております。同社と当社の間に特別な関係はありません。なお、東レ株式会社は当社の取引先ですが、当社の同社に対する売上高が当社連結売上高に占める割合は1.1%と僅少であります。また、当社は、東レ株式会社の発行済株式総数の0.4%を保有しております。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当する事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況については、当事業年度開催の取締役会及び監査役会のうち、在任期間において開催された取締役会には16回中15回、監査役会には13回全てに出席し、長年に亘る金融機関での豊富な経験から発言を行っております。

なお、当社の連結子会社であるファインクリスタル株式会社における不適切な会計処理については、当該事実の判明時まで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から法令遵守の視点に立った発言を行っており、判明後は、再発防止策の策定等について意見を述べております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務の報酬等の額	63,500千円
上記以外の業務に係る報酬等の額	— 千円
合計	63,500千円

② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき

報酬等の合計額 94,500千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社の監査役会は、前事業年度の監査計画における監査時間とその実績を検証するとともに、当事業年度の監査計画における監査内容及び監査時間並びに経理部の意見を踏まえ、その報酬の額の適切性及び妥当性について検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行いました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の公認会計士法第2条第1項の業務の報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

3. 当社の子会社のうちTHE JAPAN STEEL WORKS (SINGAPORE) PTE. LTD. は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した処分の内容の概要

- ① 処分対象
新日本有限責任監査法人
- ② 処分内容
 - ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3月
(平成28年1月1日から同年3月31日まで)
 - ・ 業務改善命令 (業務管理体制の改善)
- ③ 処分理由
 - ・ 株式会社東芝の平成22年3月期、平成24年3月期及び平成25年3月期における財務書類の監査において、当監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
 - ・ 当監査法人の運営が著しく不当と認められた。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、「ビジョン(目指すべき企業像)と経営理念」を企業活動の拠り所とし、また、「企業行動基準」を企業活動における基本原則として定め、これらに沿った企業活動を通じ、企業価値の向上を図るとともに、安定的かつ持続的な企業基盤を整備・構築するため、法令に基づき、次のとおり業務の適正を確保するための体制に関する基本方針(内部統制の基本方針)を定めます。また、社会の変化に対応し、内部統制上の課題や対応を適宜見直すことで、より適正かつ効率的な体制を実現するものとします。

A. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、「コンプライアンス」を不正防止や法令及び社内規程遵守にとどまらず、広く社会的責任の遂行を含めて捉えるとともに、コンプライアンスに係る各種規程を整備します。

また、コンプライアンス活動の要諦は、取締役及び執行役員の率先垂範と誠実性、使用人の意識徹底・向上のための教育・啓蒙にあると考えて、これらを推進します。

- ② 当社は、会社業務の全般を対象に、法令及び社内規程等への適合性について、内部監査部門を設けて、定期的または随時監査を行うとともに、その結果について取締役社長ほか、適宜、取締役会、戦略会議または経営会議並びに監査役を含む関係者に報告します。

- ③ 当社は、使用人がコンプライアンス上の問題を発見した場合等の、通報者保護を基本とする報告・相談の制度・ルートについて社外を含め複数確保します。
- ④ 当社は、「反社会的勢力との対決」を企業行動基準に明示するとともに、情報連絡・対応窓口の一元化により、反社会的勢力排除に向け毅然と対応します。

B. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、情報の保存及び管理に関し、取締役または執行役員を責任者として定めるとともに、文書管理や情報管理に関する各種規程に基づき、重要会議議事録、稟議記録等、取締役及び執行役員の職務の執行に係る重要情報を文書または電磁的記録により保存・管理します。
また、取締役及び監査役は、これら情報について、随時、閲覧・謄写することができます。
- ② 当社は、財務情報のほか経営上の重要な情報について、適時・適正な情報開示を行います。

C. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、部門長たる取締役、執行役員及び使用人が、自部門における業務遂行上のリスクの把握・評価を行うとともに、各種規程または稟議制度により許可された権限の範囲内で、損失の危険（リスク）に対応します。
また、重要リスクについては、取締役会または戦略会議で対応を審議します。
- ② 当社は、リスク管理に関する規程を定めて、全社的なリスク管理体制を明確にするとともに、安全衛生、環境マネジメント、情報セキュリティ、安全保障輸出管理等の機能別リスクについては、当該担当部門が、それぞれ全社横断的な観点から各種委員会を組成または規程等を整備し、適切な運用を図ります。
また、リスク管理に関し、取締役または執行役員を責任者として定めるとともに、当該責任者がこれらリスク管理の状況等について、内部監査部門と相互連携してモニタリングを行い、適宜、取締役会または戦略会議に報告します。
- ③ 当社は、本社部門、事業部及び製作所単位でリスクマネージャーを定めて、適宜、日常リスクの洗い出しに努めるほか、重大事態発生時においては、危機管理対策本部を設置してその対応にあたるなど、平時及び非常時に対応します。

D. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、迅速な意思決定と機動的・効率的な業務執行を実現するため、取締役社長を最高経営責任者とするほか、主要な本社部門及び事業部では取締役が業務執行を統括するとともに、その指揮または監督の下で取締役会が選任した執行役員が、委嘱された担当業務を執行します。

また、取締役及び執行役員は、重要事項については、取締役会または戦略会議で、審議・決裁・報告を行います。

- ② 当社は、取締役会において、取締役、執行役員及び使用人が共有すべき中期経営計画や事業年度計画等の全社目標を設定するとともに、取締役及び執行役員は目標達成のための具体的施策を、社内規程等に従い使用人に分掌してこれを計画・実施します。

また、取締役及び執行役員は、結果に対する評価とレビュー・進捗状況を含む報告を、定期的または随時、取締役会、戦略会議または経営会議等で行います。

E. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、グループ子会社等が、当社のビジョンと経営理念及び企業行動基準に従い全社的な内部統制の整備・構築を推進するとともに、グループ子会社等が自ら定める社内規則等に基づき、適切な職務の分掌と決裁権限の明確化により、効率的な業務執行をすること、また、それによる自律経営を支援します。
- ② 当社は、グループ子会社等の運営・管理に関する規程を定め、それらの管理責任・指導体制を明確にするとともに、グループ子会社等に係る重要事項の決定あるいは重要事実の報告、通報及び情報収集に係る体制を整備します。但し、上場子会社については、当社からの一定の経営の独立性の確保に配慮します。
- ③ 当社は、グループ子会社等に対し取締役または監査役を派遣するほか、グループ子会社等における法令・社内規則等の遵守状況について、関連会社主管部門及び内部監査部門が、定期的または随時、自律的監査を要請、あるいは直接に監査を実施するとともに、その改善に向け指導を行います。
- ④ 当社は、グループ子会社等がリスク管理に関する規程に基づき、自ら定める職務分掌に応じてリスクの把握、評価を行う体制を整備することを支援します。

F. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び該監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、使用人の中からこれを選任するとともに、選任、解任、人事上の評価、処遇の決定等にあたっては、監査役の意見または同意を得ることとし、取締役及び執行役員からの独立性を確保します。
- ② 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人が監査役の指揮命令に従って業務を行うことができる体制を確保します。

G. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制、及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会、戦略会議、経営会議、その他重要な審議・決裁・報告が行われる会議について、監査役が出席するとともに、監査役に対しその機会を保証します。
- ② 当社は、稟議制度に従い稟議記録を監査役に供覧するとともに、監査役は随時、当社及びグループ子会社等の取締役、執行役員及び使用人等から報告を求めることができます。また、当社及びグループ子会社等の取締役、執行役員及び使用人等から報告を受けた者が監査役に報告をすることができる体制を確保します。
- ③ 当社は、監査役に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いをしないことを保証します。

H. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が職務の執行において必要とする費用等を負担します。

I. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役、執行役員及び使用人が、監査役監査の重要性・有用性を認識し、可能な限り他の業務に優先して監査に協力する環境を整備します。
また、監査役は、内部監査部門、本社部門等に対し、監査での連携・協力を求めることができます。
- ② 当社は、監査役が会計監査人及び内部監査部門と相互に緊密な連携を図ることができる環境を整備します。
- ③ 当社は、監査役が自らの判断によって顧問弁護士やその他社外の専門家を利用できる環境を整備します。

J. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告に係る内部統制の基本方針に従い、財務報告に係る内部統制の有効性を評価するとともに、その結果につき取締役会または戦略会議で審議・報告します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

A. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、「取締役会規則」及び「稟申規程」において、取締役会で決議すべき事項を規定しています。また、規程の制定及び改正等は、原則として戦略会議の決議事項としており、これに従って規程の改正を行ったほか、「企業行動基準」をはじめ、「内部統制の基本方針」及び各種規程を社内イントラネットに掲載し、取締役、執行役員及び使用人に周知しています。

このほか、当社の取締役、執行役員及び監査役を対象にコーポレートガバナンスに関するセミナーを実施したほか、当社の使用人、グループ子会社の取締役、執行役員及び使用人に対して、コンプライアンス及びリスク管理に関するeラーニングを実施しました。

- ② 内部監査部門は、「内部監査規程」に基づいて、各製作所の業務執行部門及びグループ子会社に対して内部監査を実施し、その結果を代表取締役、リスク管理担当役員及び監査役他に報告しました。
- ③ 当社は、「内部通報規程」を定めて、当社をはじめグループ子会社の取締役、執行役員及び使用人が報告・相談することができる制度・ルートを整備しています。また、当該制度・ルートについて記載した「コンプライアンス・ラインマニュアル」を更新し、当社及びグループ子会社の役員及び使用人に配布し周知を図っています。

B. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録をはじめ、重要会議の議事録、稟議書並びに取締役及び執行役員の職務の執行に係る重要文書については、いずれも関係法令及び関連する社内規程等に基づいて、適切に保存及び管理しています。

C. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、業務執行上の意思決定に伴い、これに内在するリスクについては、各業務執行部門にて想定されるリスクを分析し対応するほか、重要なリスクについては戦略会議又は取締役会等にて審議しています。
- ② 当社は、「JSWグループ・リスク管理規程」を定め、リスク管理に関する全社的な管理体制を明確にしているほか、業務執行上の機能別のリスクについては、各業務執行部門が規程に基づき委員会活動等により、リスクの識別・分析・評価等を行っています。また、内部監査部門が事務局となり、当社の業務執行部門及びグループ子会社が直面しているリスクについて網羅的な報告を求め、これを四半期毎に戦略会議に報告しています。

D. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、平成27年2月23日開催の取締役会において、平成27年4月1日付の取締役の委嘱業務の変更、役付執行役員の選定及び委嘱業務の変更を行ったほか、執行役員の選任を行いました。
- ② 当社は、平成27年5月11日開催の取締役会において中期経営計画「JGP2017」を決議し、取締役及び執行役員は、当該計画における目標達成のため、社内規程等に従って具体的な施策を実施しています。また、取締役及び執行役員は、当該計画の実行結果に対する評価、その進捗状況等について、取締役会、戦略会議または経営会議等において報告しています。

E. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、「ビジョンと経営理念」及び「企業行動基準」を定め、社内イントラネット等を通じて、当社はもとよりグループ子会社に対しても周知しており、これらに従ってグループ子会社における全社的内部統制の構築を推進しています。
- ② 当社は、「関連会社管理規程」を定め、グループ子会社に対する管理責任や指導体制を明確にしています。また、グループ子会社は、同管理規程に則り、当該子会社の主管部門と情報を共有する体制を構築しており、重要な決議事項のほか、重要事実の発生の都度、当該子会社の主管部門に対してこれを報告しています。
- ③ 当社は、当社の執行役員、監査役または使用人をグループ子会社の取締役または監査役として派遣し、当該グループ子会社のガバナンスの強化と監視を行っております。また、内部監査部門は、国内及び海外に所在するグループ子会社に対して、法令及び社内規則の遵守状況並びにリスク管理の状況に関する監査を実施しました。

F. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、使用人の中からこれを選任することとしています。また、内部監査部門に所属する従業員2名が監査役の職務の一部を補助しており、当該職務を行う際は、取締役及び執行役員からの独立性を確保し、監査役の指揮命令に従って業務を執行することができる体制を確保しています。

G. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制、及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査役は、その全員が取締役会及び経営会議に出席するほか、輪番で戦略会議等の重要会議に出席することにより、取締役、執行役員及び使用人から都度、必要な報告を得ています。
- ② 監査役は、稟議制度に従い稟議記録を閲覧し、稟議決議事項及び同報告事項に関して十分に情報を得る機会が保障されています。また、監査役は、上期及び下期におけるグループ子会社の監査役監査の際に、グループ子会社の取締役、執行役員及び使用人等から、法令及び社内規則の遵守状況、リスク管理の状況並びに業績動向等に関して、必要な情報の報告を受けています。

H. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行において必要とする費用等を負担しています。

I. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役、執行役員及び使用人は、監査役による上期及び下期の監査役監査の重要性及び有用性を認識しており、監査役監査に優先的に対応しています。また、同監査において、原則として内部監査部門が同席しています。
- ② 内部監査部門は、監査役に対して、内部監査の結果の報告を適宜行いました。また、会計監査人は、監査役に対して、四半期毎にレビュー報告を行いました。

J. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、「財務報告に係る内部統制の基本方針」に従い、取締役会及び戦略会議において、財務報告に係る内部統制の有効性の評価活動に関する実施計画の審議を受けるとともに、その有効性の評価結果を報告し、その整備及び運用に取り組んできました。しかしながら、当事業年度中において、一部グループ子会社（連結子会社）の全社的な内部統制及び決算財務報告プロセス統制において、不適切な会計処理が発生しました。これにより、企業集団における内部統制システムに一部不備があり、その結果として、財務報告の内部統制に重要な不備が発生していると判断しております。これは、当該子会社において、経理担当者のコンプライアンス意識の欠如、その上席者によるチェック機能が十分ではなかったこと等にあります。

従いまして、当社は、当該子会社を含む他のグループ子会社における内部統制の再構築、コンプライアンス意識の向上に努めるほか、グループ子会社の管理体制及び監査機能の強化を図っていく方針です。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

A. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者が、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させる者であるか否かの判断は、最終的には当社株主の総体意思に基づき行われるべきものであると考えます。

しかしながら、外部者である買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主の皆様が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該買収が当社の企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響を短期間のうちに適切に判断することは必ずしも容易でないものと思われます。従いまして、当社株主の皆様を買収の提案の内容を検討するための十分な情報や時間を提供せずに、当社株式の大量取得や買収の提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えます。

また、買収提案の中には、その目的等から見て当社の企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものや当社株主の皆様が当社株式の売却を事実上強要するもの等もあります。当社は、このような買収提案を行う者についても、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

当社は、以上のような考え方を当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針としております。

B. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、A.の基本方針に則り、平成19年9月10日開催の取締役会で、買収者等が当社株券等に対する買付け等（当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け、または公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けをいいます。）を行う前に経るべき手続きやルールを定めた「当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入した後、その内容を一部修正した上、平成20年6月27日開催の第82回定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただきこれを更新しております（以下、かかる対応策を「旧プラン」といいます。）。

その後、旧プランにつき所要の修正を行い、平成23年6月24日開催の第85回定時株主総会及び平成26年6月25日開催の第88回定時株主総会にて、株主の皆様のご承認をいただきこれを更新しております（以下、更新後のプランを「本プラン」といいます。）。

本プランは、新株予約権の無償割当てを用いた事前警告型の買収防衛策であり、具体的内容は以下のとおりであります。

なお、本プランの詳細内容につきましては、当社ホームページ（<http://www.jsw.co.jp/>）ニュースに記載する平成26年5月7日付「当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」をご参照ください。

① 本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、当社株券等に対する買付け等が行われる場合に、買付者または買付提案者（以下、「買付者等」といいます。）に対し、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社経営陣が事前に当該買付け等に関する情報の提供を求め、当該買付け等についての情報収集、検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様のご意向を仰ぐための手続を定めています。

② 新株予約権の無償割当てと独立委員会の利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付けを行う等、買付者等による買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく害するおそれがあると認められる場合には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

なお、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、当社経営陣から独立した社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等）で構成される独立委員会を設置し、その判断を経ることで、当社取締役会の恣意的判断を排するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

③ 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

仮に、本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、買付者等以外の株主の皆様による本新株予約権の行使により、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

C. 上記B.の取組みについての取締役会の判断及びその判断に係る理由

本プランは、当社株券等に対する買収提案がなされた際に、当社株主の皆様が当該買収提案の可否を判断するに当たって必要な情報や相当な検討期間を確保するために定めたルール及び手続です。本プランにおいて、新株予約権の無償割当てがなされるのは、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付け等を開始した状況下で、独立委員会が本新株予約権の無償割当てを勧告する場合等を除き、株主総会の決議によることとしており、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を重視することを意図して設計されております。また、本プランは当社経営陣から独立した社外の有識者から成る独立委員会の設置や対応措置のための合理的な客観的発動要件の設定等、当社取締役会による恣意的な判断が排除される仕組みが確立されており、当社取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

以上より、本プランはA.の基本方針に沿うものであると判断しております。

連結貸借対照表

平成28年3月31日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	195,574	流 動 負 債	118,475
現 金 及 び 預 金	62,018	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	53,835
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	52,738	短 期 借 入 金	12,569
商 品 及 び 製 品	1,987	一 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	320
仕 掛 品	58,878	リ ー ス 債 務	620
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	6,328	未 払 金	5,995
前 渡 金	2,077	未 払 法 人 税 等	1,456
前 払 費 用	292	未 払 費 用	10,283
未 収 入 金	298	前 受 金	18,984
未 収 消 費 税 等	1,416	役 員 賞 与 引 当 金	35
繰 延 税 金 資 産	7,120	完 成 工 事 補 償 引 当 金	2,039
そ の 他 の 流 動 資 産	2,666	工 事 損 失 引 当 金	1,269
貸 倒 引 当 金	△248	風 力 事 業 損 失 引 当 金	8,687
		そ の 他 の 流 動 負 債	2,377
固 定 資 産	97,563	固 定 負 債	63,322
有 形 固 定 資 産	48,715	長 期 借 入 金	36,807
建 物 及 び 構 築 物	23,180	リ ー ス 債 務	1,023
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	9,719	繰 延 税 金 負 債	230
工 具 ・ 器 具 ・ 備 品	915	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	108
土 地	10,334	退 職 給 付 に 係 る 負 債	11,315
リ ー ス 資 産	1,034	長 期 預 り 保 証 金	12,405
建 設 仮 勘 定	3,530	資 産 除 去 債 務	1,307
		そ の 他 の 固 定 負 債	123
無 形 固 定 資 産	1,676	負 債 合 計	181,797
の れ ん	912	(純 資 産 の 部)	
リ ー ス 資 産	179	株 主 資 本	107,413
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	584	資 本 金	19,694
		資 本 剰 余 金	5,467
投 資 そ の 他 の 資 産	47,171	利 益 剰 余 金	84,554
投 資 有 価 証 券	30,338	自 己 株 式	△2,302
長 期 貸 付 金	63	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	2,609
長 期 前 払 費 用	188	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,830
更 生 債 権 等	405	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	337
退 職 給 付 に 係 る 資 産	1,872	為 替 換 算 調 整 勘 定	51
繰 延 税 金 資 産	12,157	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△1,609
そ の 他 の 投 資	2,718	非 支 配 株 主 持 分	1,318
貸 倒 引 当 金	△573	純 資 産 合 計	111,340
資 産 合 計	293,138	負 債 及 び 純 資 産 合 計	293,138

連結損益計算書

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

科 目		金 額
売上高	売上高	223,301
	売上高	179,197
売上総利益	売上総利益	44,103
	売上総利益	29,680
営業利益	営業利益	14,423
	営業利益	
経常利益	経常利益	1,490
	経常利益	
特別損失	特別損失	1,788
	特別損失	
税引前当期純損失	税引前当期純損失	14,125
	税引前当期純損失	
法人税等調整額	法人税等調整額	244
	法人税等調整額	
当期純損失	当期純損失	36,419
	当期純損失	
非支配株主に帰属する当期純利益	非支配株主に帰属する当期純利益	22,049
	非支配株主に帰属する当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純損失	親会社株主に帰属する当期純損失	△5,639
	親会社株主に帰属する当期純損失	
		16,409
		191
		16,600

連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	百万円 19,694	百万円 5,425	百万円 104,916	百万円 △731	百万円 129,305
誤謬の訂正による 累 積 的 影 響 額			△1,586		△1,586
遡及処理後当期首残高	19,694	5,425	103,330	△731	127,718
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,653		△1,653
親会社株主に帰属 する当期純損失			△16,600		△16,600
連結子会社株式の取得 による持分の増減		45			45
自己株式の取得				△2,940	△2,940
自己株式の処分		△525		1,368	842
自己株式処分差損の振替		521	△521		—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	41	△18,775	△1,571	△20,305
当 期 末 残 高	19,694	5,467	84,554	△2,302	107,413

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	百万円 9,195	百万円 △194	百万円 239	百万円 △399	百万円 8,839	百万円 1,676	百万円 139,821
誤謬の訂正による 累 積 的 影 響 額							△1,586
遡及処理後当期首残高	9,195	△194	239	△399	8,839	1,676	138,234
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△1,653
親会社株主に帰属 する当期純損失							△16,600
連結子会社株式の取得 による持分の増減							45
自己株式の取得							△2,940
自己株式の処分							842
自己株式処分差損の振替							—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△5,364	531	△187	△1,210	△6,230	△358	△6,588
当 期 変 動 額 合 計	△5,364	531	△187	△1,210	△6,230	△358	△26,894
当 期 末 残 高	3,830	337	51	△1,609	2,609	1,318	111,340

貸借対照表

平成28年3月31日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	164,993	流 動 負 債	109,828
現金及び預金	46,426	支払手形	28,225
受取手形	1,168	買掛金	20,466
売掛金	43,461	短期借入金	10,380
商品及び製品	373	一年内返済予定の長期借入金	155
仕掛品	51,824	リース債務	253
原材料・貯蔵品	5,396	未払金	7,011
前払費用	2,394	未払法人税等	181
繰延税金資産	181	未払費用	7,711
貸付金	5,744	前受金	18,558
未収入金	1,115	完成工事補償引当金	1,991
未収消費税等	2,545	工事損失引当金	1,241
その他の流動資産	1,869	風力事業損失引当金	8,687
貸倒引当金	2,573	設備関係支払手形	1,471
	△81	その他の流動負債	3,493
固 定 資 産	98,119	固 定 負 債	56,175
有 形 固 定 資 産	44,355	長期借入金	36,620
建物	20,815	長期預り保証金	12,464
構築物	1,819	リース債務	429
機械装置	9,233	退職給付引当金	5,369
車両運搬具	194	資産除去債務	1,288
工具・器具・備品	701	その他の固定負債	4
土地	7,898	負 債 合 計	166,004
リース資産	323		
建設仮勘定	3,368	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	492	株 主 資 本	92,969
のれん	111	資本金	19,694
諸利用権	72	資本剰余金	5,421
ソフトウェア	230	資本準備金	5,421
リース資産	78	利益剰余金	70,156
投資その他の資産	53,270	利益準備金	3,236
投資有価証券	29,629	その他利益剰余金	66,920
関係会社株	8,093	固定資産圧縮積立金	3,055
関係会社出資金	588	特別償却準備金	409
長期貸付金	363	別途積立金	75,000
繰延税金資産	10,508	繰越利益剰余金	△11,545
繰前払費用	184	自 己 株 式	△2,302
更生債権等	257	評価・換算差額等	4,138
前払年金費用	2,999	その他有価証券評価差額金	3,802
その他の投資金	1,035	繰延ヘッジ損益	336
貸倒引当金	△389	純 資 産 合 計	97,107
資 産 合 計	263,112	負 債 及 び 純 資 産 合 計	263,112

損 益 計 算 書

(自 平成27年 4月 1日)
(至 平成28年 3月31日)

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
売 上 高		176,116
売 上 原 価		147,518
売 上 総 利 益		28,597
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		19,828
営 業 利 益		8,769
営 業 外 収 益		2,615
受 取 利 息	36	
有 価 証 券 利 息	24	
受 取 配 当 金	2,210	
雑 収 益	343	
営 業 外 費 用		1,839
支 払 利 息	317	
手 形 ・ 債 権 売 却 損	24	
完 成 工 事 補 償 引 当 金 繰 入 額	633	
固 定 資 産 賃 貸 損	375	
為 替 差 損	194	9,545
雑 損 失	294	
経 常 利 益		
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	97	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	126	224
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	4	
固 定 資 産 除 却 損	875	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	72	
固 定 資 産 減 損 損 失	35,399	36,351
税 引 前 当 期 純 損 失		26,581
法人税、住民税及び事業税	1,094	△7,861
過 年 度 法 人 税 等 繰 入 額	17	
法 人 税 等 調 整 額	△8,973	
当 期 純 損 失		18,719

株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	百万円 19,694	百万円 5,421	百万円 4	百万円 5,425
誤謬の訂正による累積的影響額				
遷及処理後当期首残高	19,694	5,421	4	5,425
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				
当期純損失				
固定資産圧縮積立金の取崩				
実効税率変更による固定資産圧縮積立金の積立				
特別償却準備金の取崩				
実効税率変更による特別償却準備金の積立				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△525	△525
自己株式処分差損の振替			521	521
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△4	△4
当 期 末 残 高	19,694	5,421	—	5,421

	株 主 資 本							
	利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本 合 計	
	利 益 準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰余金 合 計			
		固 定 資 産 圧縮積立金	特 別 償 却 準 備 金	別 途 積立金				繰越利益 剰 余 金
当 期 首 残 高	百万円 3,236	百万円 3,124	百万円 853	百万円 75,000	百万円 9,716	百万円 91,930	百万円 △731	百万円 116,319
誤謬の訂正による累 積 的 影 響 額					△879	△879		△879
遷及処理後当期首残高	3,236	3,124	853	75,000	8,837	91,051	△731	115,440
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△1,653	△1,653		△1,653
当 期 純 損 失					△18,719	△18,719		△18,719
固定資産圧縮積立金の取崩		△138			138	—		—
実効税率変更による固定 資産圧縮積立金の積立		69			△69	—		—
特別償却準備金の取崩			△451		451	—		—
実効税率変更による 特別償却準備金の積立			8		△8	—		—
自 己 株 式 の 取 得							△2,940	△2,940
自 己 株 式 の 処 分							1,368	842
自己株式処分差損の振替					△521	△521		—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	—	△68	△443	—	△20,382	△20,894	△1,571	△22,470
当 期 末 残 高	3,236	3,055	409	75,000	△11,545	70,156	△2,302	92,969

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	百万円 9,137	百万円 △195	百万円 8,942	百万円 125,261
誤 謬 の 訂 正 に よ る 累 積 的 影 響 額				△879
遷 及 処 理 後 当 期 首 残 高	9,137	△195	8,942	124,382
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△1,653
当 期 純 損 失				△18,719
固定資産圧縮積立金の取崩				—
実効税率変更による固定 資産圧縮積立金の積立				—
特別償却準備金の取崩				—
実効税率変更による 特別償却準備金の積立				—
自 己 株 式 の 取 得				△2,940
自 己 株 式 の 処 分				842
自己株式処分差損の振替				—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△5,335	531	△4,803	△4,803
当 期 変 動 額 合 計	△5,335	531	△4,803	△27,274
当 期 末 残 高	3,802	336	4,138	97,107

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年 5 月 16 日

株式会社 日 本 製 鋼 所
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 上 林 三子雄 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 野 水 善 之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 稻 吉 崇 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日本製鋼所の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本製鋼所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

株式会社 日本製鋼所
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 上 林 三子雄 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 野 水 善 之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 稻 吉 崇 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日本製鋼所の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第90期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第90期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載のとおり、連結子会社において不適切な会計処理が判明し、内部調査委員会による事実関係及び発生原因等の確認が行われ、再発防止策等の提言が行われました。当監査役会は、内部調査委員会の提言に基づく再発防止策の実施状況を注視してまいります。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(注) 監査役河上守及び監査役城野和也は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

平成28年5月18日

株式会社日本製鋼所監査役会

監査役(常勤) 岩 下 壽 夫 ⑨

監査役(常勤) 水 谷 豊 ⑨

監査役(常勤) 河 上 守 ⑨

監査役 城 野 和 也 ⑨

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の利益配分につきましては、安定的かつ継続的な配当の実施とその向上を基本姿勢としております。また、企業価値及び株主価値の向上のため、現有事業の安定的な収益力の確保と新事業・新製品伸長に向けた設備投資、研究開発投資を進めるほか、財務体質の改善にも努めてまいります。

当社は、毎事業年度における配当について、期間業績に応じるほか、株主に対する責務との認識も踏まえ、期末配当に加えて中間配当を行うことを基本としております。

当期の期末配当につきましては、上記方針を勘案し、以下のとおりとしたいと存じます。

また、配当を実施するため、別途積立金の一部取崩しのご承認をお願いするものであります。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、1株につき2.5円とさせていただきます。これにより、中間期末の配当2.5円と合わせた年間配当は、5円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金2.5円 総額918,668,803円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月27日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金 15,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 15,000,000,000円

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的として、株式併合（5株を1株に併合）を行うものであります。

2. 株式併合の内容

(1) 併合する株式の種類及び割合

当社普通株式について、5株を1株に併合したいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(2) 株式併合の効力発生日

平成28年10月1日

(3) 株式併合の効力発生日における発行可能株式総数

2億株

(4) その他

本議案に係る株式併合は、第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。なお、その他手続上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

(注) 株式併合により、発行済株式総数が5分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たりの純資産額は5倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様のご所有の当社株式の資産価値に変動はありません。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

第2号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件として、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を10億株から2億株に変更するとともに、当社株式の売買単位を100株に変更するため、単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。

なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成28年10月1日をもって効力が発生する旨の附則を設け、同日の経過をもって本附則を削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>10</u> 億株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2</u> 億株とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
(新 設)	<u>附則</u>
(新 設)	第6条及び第8条の変更は、平成28年10月1日をもって効力が発生するものとし、 <u>同日の経過をもって本附則を削除する。</u>

第4号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営監督機能の強化を図るため社外取締役1名を増員することとし、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数	当 社 と の 特 別 の 関 係
1	再任 佐藤 育男 (昭和24年2月2日) 【取締役会への出席状況】 20/20回(100%)	昭和47年4月 当社入社 平成16年3月 当社室蘭製作所長 平成17年6月 当社取締役 平成19年6月 当社鉄鋼事業部副事業部長 平成20年6月 当社常務取締役 平成21年6月 当社鉄鋼事業部長 平成21年6月 当社代表取締役社長（現任）	71,000株	な し
【取締役候補者とした理由】 佐藤育男氏は、素形材・エネルギー事業分野の経営に携わった後、平成21年6月からは代表取締役社長として当社グループの重要事項の意思決定、業務執行の監督の役割を担い、経営者としての豊富な経験、実績を有しております。引き続き、当社が目指す「グローバル&ニッチトップ企業グループへの飛躍」の実現に向け、当社グループを牽引するうえで適任であると判断し、取締役候補者としております。				

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数	当 社 と の 特 別 の 利 害 関 係
2	再任 たなか よしとも 田 中 義 友 (昭和26年 9 月27日) 【取締役会への出席状況】 20/20回(100%)	昭和49年 4 月 当社入社 平成18年 7 月 当社広島製作所長 平成19年 6 月 当社取締役、マグネシウム事業部担当 平成20年 6 月 当社成形機器システム事業部長 平成21年 6 月 当社常務取締役 平成23年 4 月 当社取締役専務執行役員、特機本部管掌、産業機械事業部長 平成24年 4 月 当社CISO、経営企画室長 平成25年 4 月 当社代表取締役副社長（現任）、CFO、経理部・業務管理部管掌 平成26年 4 月 当社社長補佐（現任）、安全保障輸出管理管掌（現任）、安全衛生管理・環境管理担当 平成27年 4 月 当社レーザー・プラズマシステム室管掌（現任） 平成28年 4 月 当社研究開発本部管掌（現任）、成形機事業部管掌（現任）	47,420株	な し
	【取締役候補者とした理由】 田中義友氏は、産業機械事業分野などの経営に携わった後、平成25年4月からは代表取締役副社長として経営戦略、財務戦略などを担当し、広範囲に亘る豊富な経験、実績を有しております。引き続き、豊富な経験と実績をもとに、取締役会の構成員として情報の共有化を図り、取締役会の意思決定機能を強化するとともに、監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者としております。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数	当 社 と の 特 別 の 利 害 関 係
3	再任 わたなべけんじ二 渡邊健二 (昭和29年1月28日) 【取締役会への出席状況】 20／20回(100%)	昭和52年4月 当社入社 平成18年7月 当社広島製作所副所長 平成21年10月 当社業務管理部長 平成22年4月 当社総務部長 平成22年8月 当社秘書室長 平成23年7月 当社人事教育部長 平成24年4月 当社執行役員 平成26年4月 当社上席執行役員、安全保障輸出管理担当（現任） 平成26年6月 当社取締役上席執行役員 平成26年10月 当社総務部担当（現任） 平成27年4月 当社取締役常務執行役員（現任）、CSR・リスク管理担当（現任）、人事教育部担当（現任） 平成28年4月 当社安全衛生管理・環境管理担当（現任）、秘書室担当（現任）	15,000株	な し
	【取締役候補者とした理由】 渡邊健二氏は、人事、総務、秘書などの責任者を経た後、平成26年6月からは取締役として、人事、総務、CSRなどを担当し、豊富な経験と実績を有しております。引き続き、これらの豊富な経験や実績をもとに、取締役会の構成員として情報の共有化を図り、取締役会の意思決定機能を強化するとともに、監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者としております。			
4	再任 ひがし いずみ ゆたか 東泉豊 (昭和30年1月22日) 【取締役会への出席状況】 20／20回(100%)	昭和52年4月 当社入社 平成22年4月 当社室蘭製作所副所長 平成23年7月 当社経理部長 平成24年4月 当社執行役員 平成26年4月 当社上席執行役員、経理部担当（現任）、経営企画室長（現任） 平成26年6月 当社取締役上席執行役員 平成27年4月 当社取締役常務執行役員（現任）、CFO（現任） 平成28年4月 当社CISO（現任）	16,000株	な し
	【取締役候補者とした理由】 東泉豊氏は鉄鋼事業の運営管理に携わり、経理の責任者を経た後、平成26年6月からは取締役として、経営戦略や財務戦略などを担当し、豊富な経験と実績を有しております。引き続き、これらの豊富な経験や実績をもとに、取締役会の構成員として情報の共有化を図り、取締役会の意思決定機能を強化するとともに、監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者としております。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数	当 社 と の 特 別 の 利 害 関 係
5	新任 みやうち なお たか 宮内直孝 (昭和33年1月30日)	昭和56年4月 当社入社 平成23年4月 当社広島製作所副所長 平成25年4月 当社執行役員、広島製作所長 平成27年4月 当社常務執行役員（現任）、産業機械事業部副事業部長（機械事業ユニット長） 平成28年4月 特機本部管掌（現任）、機械事業部長（現任）	8,000株	なし
	【取締役候補者とした理由】 宮内直孝氏は、長年産業機械事業分野に携わり、製作所長としても製造現場を含め広範囲の管理運営を経験し、豊富な経験と実績を有しております。経営戦略の実現、品質・顧客満足度の向上を図るとともに、事業部門の監督を行うに適任であると判断し、取締役候補者としております。			
6	新任 しば た たかし 柴田尚 (昭和33年9月17日)	昭和59年4月 当社入社 平成23年4月 当社室蘭製作所副所長 平成25年4月 当社執行役員、室蘭製作所長 平成27年4月 当社常務執行役員（現任） 平成28年4月 風力室管掌（現任）、鉄鋼事業部長（現任）	10,000株	なし
	【取締役候補者とした理由】 柴田尚氏は、長年素材材・エネルギー事業分野に携わり、製作所長としても製造現場を含め広範囲の管理運営を経験し、豊富な経験と実績を有しております。経営戦略の実現、品質・顧客満足度の向上を図るとともに、事業部門の監督を行うに適任であると判断し、取締役候補者としております。			
7	再任 社外 さとう もと のぶ 佐藤元信 (昭和29年2月27日)	昭和52年4月 三井物産株式会社入社 平成13年10月 同社テレコム事業部室長 平成15年4月 同社ITソリューション事業部長 平成20年4月 ベトナム三井物産有限会社社長（平成26年3月退任） 平成22年4月 三井物産株式会社執行役員（平成26年3月退任） 平成26年6月 当社取締役（現任）	一 株	なし
	【取締役会への出席状況】 20/20回(100%) 【社外取締役候補者とした理由】 佐藤元信氏は、商社勤務及び海外での企業経営で培われた豊富な経験と高い見識を、独立した客観的な立場から、当社経営全般に反映していただいております。引き続き、経営全般の監督、重要事項決定において適切な役割を果たしていただくことにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者としております。 【独立性に関する事項】 佐藤元信氏は、当社の取引先である三井物産株式会社の執行役員を平成26年3月まで務めておりましたが、直近事業年度における当社の同社に対する売上高が当社連結売上高に占める割合は0.1%と僅少であります。 したがって、佐藤元信氏は当社の「社外役員の独立性に関する基準」（53頁）を満たしており、当社は同氏が独立性を有すると判断しております。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数	当 社 と の 特 別 の 利 害 関 係
8	新任 社外 持田 農夫 男 (昭和22年4月1日)	昭和45年4月 日立金属株式会社入社 平成16年4月 株式会社NEOMAX（現 日立金属株式会社）常務取締役 平成17年6月 日立金属株式会社執行役常務、株式会社NEOMAX取締役常務執行役員 平成18年6月 日立金属株式会社代表執行役執行役社長兼取締役 平成22年4月 株式会社日立製作所代表執行役執行役副社長（平成26年3月退任）、日立金属株式会社取締役会長 平成22年6月 日立電線株式会社（現 日立金属株式会社）社外取締役（平成25年6月退任） 平成25年4月 日立金属株式会社取締役（平成26年6月退任） 平成26年6月 株式会社日立製作所取締役（平成28年6月退任予定）	— 株	な し
【社外取締役候補者とした理由】 持田農夫氏は、国際的な製造業の経営経験者で、国内外での豊富な経験、数社に亘る経営実績を備えております。技術的視点を取締役会に反映していただくとともに、独立した客観的立場から経営全般を監督し、重要事項決定に参画いただくことにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者としております。 【独立性に関する事項】 持田農夫氏は、当社の取引先である株式会社日立製作所の代表執行役執行役副社長を平成26年3月まで務め、現在は同社の取締役を務めておりますが（平成28年6月退任予定）、直近事業年度における当社の同社に対する売上高が当社連結売上高に占める割合は0.2%と僅少であります。 また、株式会社日立製作所は当社の株主ですが、その議決権保有比率は1.4%であります。 したがって、持田農夫氏は当社の「社外役員の独立性に関する基準」（53頁）を満たしており、当社は同氏が独立性を有すると判断しております。				

- (注) 1. 佐藤元信及び持田農夫氏の両氏は社外取締役候補者であります。当社は、佐藤元信氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。また、持田農夫氏についても、独立役員として指定し、両取引所に届け出る予定であります。
2. 佐藤元信氏が社外取締役在任中に、当社の連結子会社であるファインクリスタル株式会社における不適切な会計処理の事実が判明しました。佐藤元信氏は当該事実の判明時まで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から法令遵守の視点に立った発言を行っており、判明後は、再発防止策の策定等について意見を述べております。

3. 持田農夫氏が平成25年6月まで社外取締役として在任しておりました日立電線株式会社
が、遅くとも平成24年2月2日以降、独占禁止法に違反する行為を行っていた事実が判明
しました。同社を吸収合併した日立金属株式会社（合併の効力発生日：平成25年7月1
日）は、平成25年12月20日、公正取引委員会から課徴金納付命令を受けるとともに、平成
26年4月10日、建設業法に基づき、一部営業停止処分（営業停止期間：平成26年4月25日
から平成26年5月24日まで）を受けました。なお、持田農夫氏は、当該課徴金納付命令
及び当該営業停止処分を受けた当時、取締役として日立金属株式会社に在任しておりました。
4. 佐藤元信氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、佐藤元信氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき、
会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく
損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としています。佐藤元信氏の再任が承認され
た場合には、当該契約を継続する予定であります。また、持田農夫氏の選任が承認され
た場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 監査役2名選任の件

監査役 河上守氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、また、監査役 岩下壽夫氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数	当 社 と の 特 別 利 害 関 係
1	新任 かど た あきら 門 田 彰 (昭和25年10月16日)	昭和49年4月 当社入社 平成19年7月 Japan Steel Works America, Inc. 代表取締役社長 平成22年4月 当社鉄鋼事業部副事業部長 平成22年6月 当社取締役 平成23年4月 当社取締役上席執行役員 平成23年6月 当社上席執行役員 平成24年4月 当社常務執行役員 平成25年4月 当社鉄鋼事業部長 平成25年6月 当社取締役常務執行役員 平成26年2月 当社風力室管掌 平成26年4月 当社取締役専務執行役員 平成28年4月 当社取締役（現任）、社長補佐（現任）	30,000株	な し
【監査役候補者とした理由】 門田彰氏は、長年にわたり当社鉄鋼製品事業に携わり、海外子会社の経営経験も経た後、経営陣の一角を担うなど、企業経営全般に関する広い知見を有しております。客観的かつ適正な監査を行う能力を有した者と判断し、監査役候補者としております。				

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数	当 社 と の 特 別 の 利 害 関 係
2	新任 社外 増田 格 (昭和27年2月9日)	昭和49年4月 三井信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社） 入行 平成11年6月 同行取締役業務企画部長 平成12年4月 中央三井信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社） 執行役員業務部長 平成14年2月 同行常務執行役員 平成16年6月 三井トラスト・ホールディングス株式会社（現 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社） 常務取締役 平成18年5月 中央三井信託銀行株式会社専務執行役員 平成18年6月 同行取締役専務執行役員 平成22年6月 同行取締役副社長（平成24年3月退任） 平成24年5月 株式会社スリーエフ社外取締役 平成24年6月 京成電鉄株式会社社外監査役（平成28年6月退任予定）	— 株	な し
【社外監査役候補者とした理由】 増田格氏は、金融機関における営業・企画等の職務経験に加え、監査役経験もあり、中立的かつ客観的の立場から監査意見を述べていただけると判断し、社外監査役候補者としております。 【独立性に関する事項】 増田格氏は、当社と取引関係のある金融機関出身ですが、直近事業年度末における当社の総資産に対する借入金の比率は約18%と低いうえ、当社は複数の金融機関との間で取引の分散化・平準化を行っており、直近事業年度末における当該金融機関からの借入が借入総額に占める割合は9.8%と他の金融機関に比して著しく高いものではありません。 また、三井住友信託銀行株式会社は当社の株主ですが、その議決権保有比率は2.2%であります。 したがって、増田格氏は当社の「社外役員の独立性に関する基準」（53頁）を満たしており、当社は同氏が独立性を有すると判断しております。				

- (注) 1. 増田格氏は社外監査役候補者であります。当社は、増田格氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出る予定であります。
2. 当社は、各監査役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第36条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としています。門田彰及び増田格の両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

（ご参考）社外役員の独立性に関する基準

当社における社外取締役又は社外監査役（以下、併せて「社外役員」という）が独立性を有する社外役員（以下、「独立社外役員」という）と判断するためには、以下の項目のいずれにも該当しないことが必要である。

- ①当社を主要な取引先とする者^{*1}又はその業務執行者
- ②当社の主要な取引先^{*2}又はその業務執行者
- ③当社の資金調達において必要不可欠であり、突出して高いシェアを有する金融機関の業務執行者
- ④直近事業年度において当社から役員報酬以外に年間1,000万円を超える額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
- ⑤当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者
- ⑥過去3年間において上記①～⑤に該当していた者
- ⑦上記①～⑥に該当する者（重要な地位にある者^{*3}に限る）の配偶者又は二親等以内の親族

但し、仮に上記①～⑦のいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、当社の独立社外役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の独立社外役員としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立社外役員とすることができるものとする。

-
- ※1 当社を主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の5%を超える額の支払いを当社から受けた者をいう。
 - ※2 当社の主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の5%を超える額の支払いを当社に行っている者をいう。
 - ※3 重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役員、部長職以上の上級管理職にある使用人、監査法人に所属する公認会計士、法律事務所に所属する弁護士等をいう。

以 上

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www.web54.net>

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成28年6月23日（木曜日）午後5時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしたします。
- (4) 議決権行使書面とインターネット等による方法とを重複して議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (5) インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (6) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

ア. 画面の解像度が 横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

イ. 次のアプリケーションをインストールしていること。

(a). ウェブブラウザとして Ver. 5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer

(b). PDF ファイルブラウザとして Ver. 4.0 以降の Adobe® Acrobat® Reader®または、Ver. 6.0以降のAdobe® Reader®

※ Internet Explorer は 米 国 Microsoft Corporation の、Adobe® Acrobat® Reader® お よ び Adobe® Reader® は 米 国 Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

ウ. ウェブブラウザおよび同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。

エ. 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバおよびセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間9:00～21:00)

(2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間9:00～17:00土日休日を除く)

6. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社 I C J の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

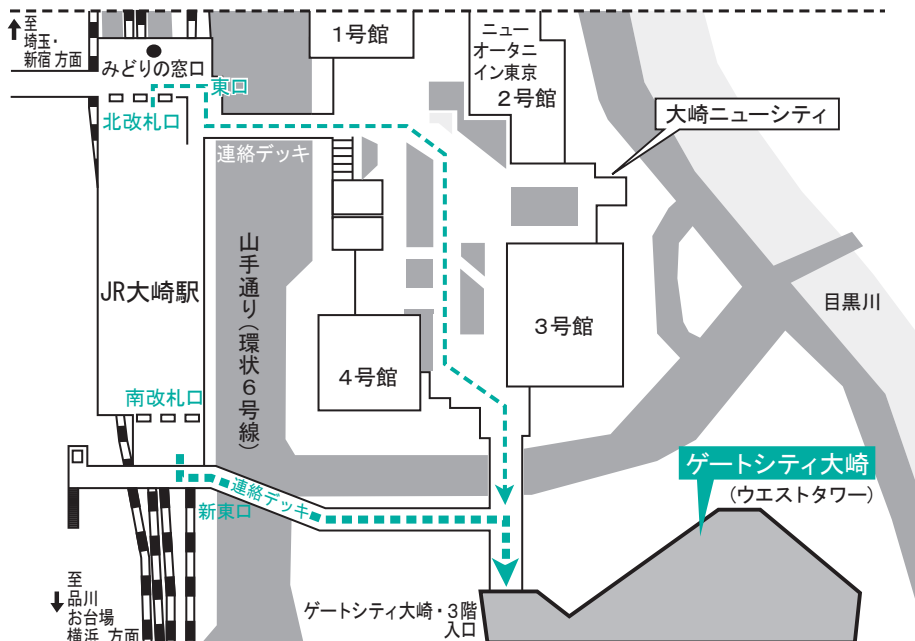
以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都品川区大崎一丁目11番 1号
ゲートシティ大崎 ウェストタワー
地下1階 ゲートシティホール

ゲートシティホール順路案内

JR大崎駅南改札口～ゲートシティ大崎・ウェストタワー3階入口まで



◎JR大崎駅南改札口を出て連絡デッキを左手に進み、ゲートシティ大崎・ウェストタワー3階入口よりお入り下さい。インフォメーション裏のエスカレータで地下1階まで降りると、右手前方がゲートシティホール入口となっております。